

令和07年度

受変電設備点検整備（その3）委託（ポンプ施設）

特記仕様書

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法 |
| (2) 労働基準法 | (6) 建築基準法 |
| (3) 労働安全衛生法 | (7) 電気事業法 |
| (4) 下水道法 | (8) その他関係法令、例規等 |

6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認められた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8 適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 日本産業規格 (JIS) | (5) 日本電機工業会標準規格 (JEM) |
| (2) 日本下水道協会規格 (JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) |
| (3) 日本水道協会規格 (JWWA) | (7) 電気設備に関する技術基準 |
| (4) 機械学会設計基準 | (8) その他関係規格及び基準 |

9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

10 指示・承諾

次の各号に掲げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- (1) 委託の施行順序・方法・工程
- (3) 既設の機器設備の運転・停止に関すること

- (2) 委託に使用する仮設物
- 1 1 関係監督官庁への許認可申請等
 - (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
 - (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。
- 1 2 納入材料及び機器
 - (1) 委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
 - (2) 委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続を怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。
- 1 3 電力及び雑用水
 - 委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するとき、当局は支給を止めることができる。
- 1 4 既設構造物の保護
 - 委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。
- 1 5 運搬及び保管
 - (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
 - (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。
- 1 6 委託現場発生品
 - 受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 1 7 建設副産物の適正処理について
 - 発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。
なお、管理票は委託完了後から、5年間保存しなければならない。
- 1 8 安全管理
 - (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
 - (2) 受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要なかつ十分な安全管理体制を組織すること。
 - (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
 - (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
 - (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。
- 1 9 受注者の負担
 - 次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。
 - (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない

材料及び作業

- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

2 0 施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

2 1 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

2 2 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

2 3 保証・契約不適合

- (1) 完了検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、委託目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。
なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

2 4 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

2 5 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

2 6 雑則

- (1) 受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第 2 章 細 則

1 委託概要

本委託は、和泉ポンプ場他 2 か所の受変電設備について、当局の定める自家用電気工作物に関する保安規程に基づき点検整備を行うものである。

2 委託場所

京都市伏見区桃山町大島地内 和泉ポンプ場 他 2 か所（別紙 1 「委託場所一覧表」参照）

3 委託期間

本委託の期間は、契約の翌日から令和 8 年 3 月 1 3 日までとする。

4 作業時間

本委託の作業時間は、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除いた平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 までを原則とする。

5 点検機器

別紙 2 「点検機器一覧表」に示された機器を点検すること。

6 点検内容

上記点検機器について、別紙 3 「点検内容一覧表」において必要な項目を実施すること。

7 部品交換

別紙 4 「交換部品一覧表」に示された部品を同等品以上のものに交換し、取付け後に動作確認等を行うこと。

8 その他

- (1) 契約締結後、速やかに監督員と打合せを行うこと。また、作業開始までに作業計画書及び測定器の試験成績書を監督員に提出すること。
- (2) 本委託は稼働施設内での作業となるため、施設停止は最小となるように努め、施設の損傷及び管理業務への支障が出ないように注意すること。
- (3) 不良箇所が発見された場合は、速やかに報告し監督員の指示に従うこと。
- (4) 雨天時には、作業の中止、延期を指示することがある。
- (5) 本委託によって生じた現場発生品は、監督員の指定する場所に返納し、数量等を確認のうえ現場発生品調書を作成すること。
- (6) 必要により図面の修正を行い、提出すること。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項であっても、必要となる軽微なことは全て行うこと。
- (8) 本委託においては、関係諸法令等に基づき、必要に応じてアスベスト事前調査等を行うこと。
- (9) 本委託は高圧設備を対象とするため、十分に注意して作業を行うこと。

- (10) 点検中は一般送配電事業者の PAS を開放し、安全に作業を行うこと。また、一般送配電事業者の PAS 開閉作業について、受注者が手続きと支払いを行うこと。
- (11) 監視設備、遠方監視制御設備等、必要箇所に仮設で電源を供給すること。

委託場所一覧表 (1/1)

別紙1

1	和泉ポンプ場	京都市伏見区桃山町大島地内
2	向島ポンプ場	京都市伏見区向島二ノ丸町地内
3	桃山南ポンプ場	京都市伏見区桃山町大島地内

機器		仕様	単位	和泉	向島	桃山南	
引込柱		柱上気中開閉器	台	2	1	1	
		高圧カットアウト	台	6	3	3	
		避雷器	台	6	3	3	
受配電盤	受電切替盤	高圧真空切替開閉器	台	1			
		計器用変圧器	台	2			
	(高圧) 引込盤	断路器	台	1	1	1	
		真空遮断器	台	1	1	1	
	(高圧) 受電盤	零相蓄電器	台		1	1	
		計器用変圧器	台	2	2	2	
		変流器	台	2	2	2	
		指示計 (電力量計含む)	式	1	1	1	
		変圧器	台	1	1	1	
	主変圧器盤 (動力変圧器盤)	サーミアブソーバ	台			1	1
		配線用遮断器	3P 50AF	台	1		
			3P 100AF	台	1		
		電磁接触器	台	1			
		零相変流器	台	1	1	1	
	低圧主幹 (切替) 盤	変圧器	台	1			
		切替接触器		台		1	1
			2P 50AF	台	2		
			2P 400AF	台	1		
			3P 50AF	台	7		
			3P 100AF	台	7		
			3P 225AF	台	1		
			3P 400AF	台	3	1	
			3P 600AF	台		1	1
		3P 800AF	台			1	
		電力用コンデンサ	台	3			
		直列リアクトル	台	3			
		電磁接触器	台	3			
		計器用変圧器	台	2			
		変流器	300/5A	台	2		
			600/5A	台		2	
			750/5A	台			2
	1000/5A		台	2			
	零相変流器	台	5				
	指示計 (電力量計含む)	式	1	1	1		
	動力配電盤	配線用遮断器	2P 50AF	台		1	1
			3P 100AF	台		4	6
			3P 225AF	台		3	
			3P 600AF	台			1
		電磁接触器	台		2	2	
		電力用コンデンサ	5kVA	台			1
10kVA			台		1	1	
20kVA			台		1		
変圧器		台		1	1		
零相変流器		台		5	5		
照明変圧器盤	変圧器	台		1	1		
	変流器	台		2	2		
	配線用遮断器	2P 50AF	台		5	8	
		2P 100AF	台			1	
		2P 225AF	台		1		
		3P 50AF	台		1	2	
		3P 100AF	台		2	1	
	零相変流器	台		7	10		
指示計 (電力量計含む)	式		1	1			
継電器	受電切替盤	不足電圧継電器 (27R)	台	2			
	(高圧) 受電盤	過電流継電器 (51R)	台	2	2	2	
		不足電圧継電器 (27R)	台	1	1	1	
		地絡方向継電器 (67R)	台	2	1	1	
	主変圧器盤 (動力変圧器盤)	地絡過電流継電器 (51G)	台	1	1	1	
	低圧主幹 (切替) 盤	地絡過電流継電器 (51G)	台	5			
	動力配電盤	漏電継電器 (22L)	台		5	5	
照明変圧器盤	漏電継電器 (22L)	台		7	10		

機器		点検内容	
盤内 主要機器	断路器	本体	固定接触子及び可動接触子の確認
			投入状態時のアクション確認
			フック機構の確認
			碍子の汚損及び損傷の確認
			導体接触部の締付け状態確認
			各相不揃いの確認等
		操作機構 及びその他	操作箱内汚損及び損傷の確認
			各リンク及びギヤー等の確認
			配線の変色及び緩みの確認
			施錠装置の確認
	リミットスイッチ位置及び動作の確認		
	入切表示ランプの確認等		
	真空 遮断器	一般構造	手動投入及び引外しの確認
			開閉表示器カウンターの確認
			各部の清掃等
		極柱	接触子の消耗確認
			絶縁棒及び絶縁ロッドの外観点検
			主導電部締付けボルトの増締め等
		操作機構	全ストローク寸法の調整
			注油及び制御装置の確認等
		引出装置	断路器部の異常の有無
			接触部の塵埃等の清掃
			接続引出操作の確認
試験		インターロックの確認等	
	絶縁抵抗測定		
	最低動作電圧測定等		
乾式 変圧器	本体	口出線の状態確認	
		コイルの変形及び汚損の確認	
		絶縁物、スペーサ及びコイル押えの状態確認	
		絶縁物の変色及び損傷の確認	
		鉄心の変形、損傷、発錆の確認	
		接地線取付状態の確認等	
	付属品	温度計の取付状態及び損傷等の確認	
指示値及び設定値の確認等			
切替 接触器	本体	固定接触子、可動接触子、フック機構の確認	
		投入状態のアクション確認等	
	操作機構	各リンク及びギヤー等の確認	
その他機器	リミットスイッチ及び補助開閉器の確認等		
	零相蓄電器、計器用変成器、配線用しゃ断器、電磁接触器、コンデンサ、指示計等についても必要事項の点検を行うこと。		

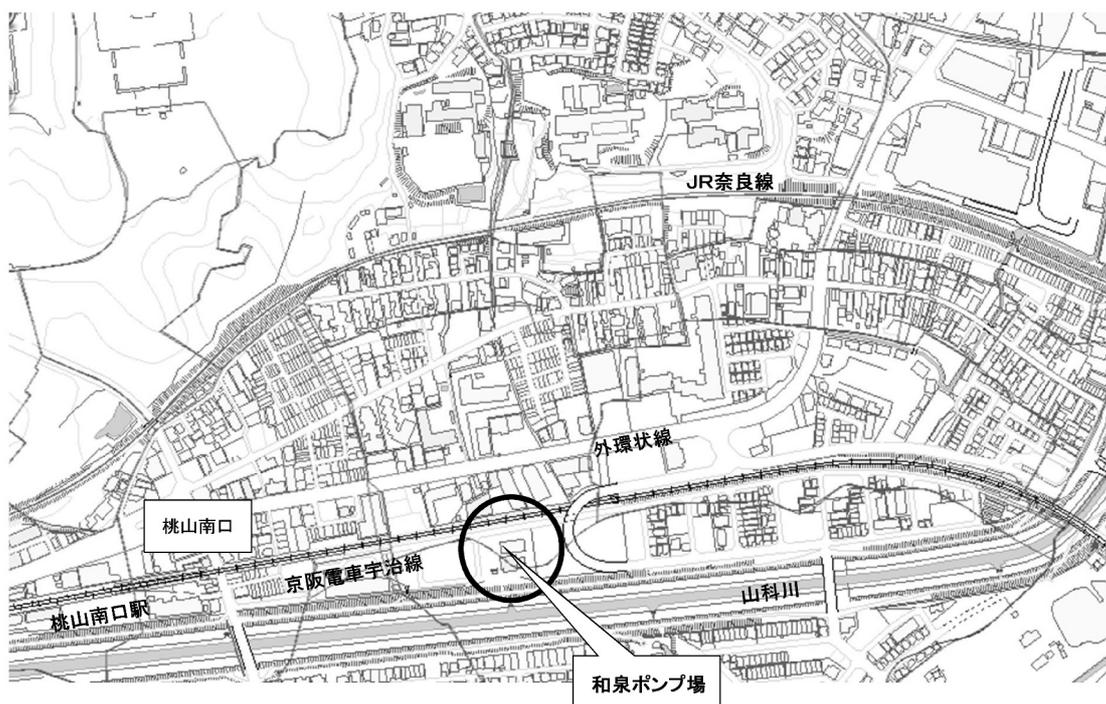
機器		点検内容	
柱上機器	気中 開閉器	本体	絶縁物の亀裂、破損及び汚損等の確認
			導体接続部の過熱、変色及び緩みの確認
			外箱の状態及び接地線の取付け状態の確認等
		操作機構	機構部の摩耗、変形及び動作状態等の確認
			開閉表示器の破損及び指示異常の確認
			操作ロープの劣化確認等
	試験	絶縁抵抗測定	
		操作試験等	
	カットアウト スイッチ		固定接触子及び可動接触子の汚損及び損傷の確認
			投入時の接触状態
			碍子の汚損の損傷の確認
			本体各部締付状態の確認等
避雷器		碍子の汚損及び破損の確認	
		主回路接続部の緩み確認	
		接地線の異常及び接続部の状態等の確認	
		絶縁抵抗測定等	
配電盤	盤表面	銘板、指示計器、継電器及びフィルター等の外観確認	
		表示ランプ及びヒューズ類の断線等の確認	
		操作スイッチ類の動作確認	
		盤内外面の清掃等	
	主回路	導体接続部の締付け確認	
		碍子及び絶縁物の外観清掃	
		導体及び電線の変色並びに劣化の有無確認	
		ケーブルヘッドの処理状態及び締付け確認等	
	制御回路	器具及び端子台のビス類締付け確認	
		制御配線の変色及び劣化の有無確認	
		盤内照明器具の点灯確認及びスペースヒータの動作確認	
		接地線及び接地バーの締付け確認等	
	その他	各機器の接地抵抗測定及び絶縁抵抗測定	
		シーケンス試験	
	継電器 試験	過電流継電器	動作値及び動作時間測定
			瞬時動作値測定
CB連動時間測定			
不足電圧継電器		動作値及び動作時間測定	
		復帰値測定	
地絡方向継電器		位相特性測定	
		動作値及び動作時間測定	
地絡電流継電器 地絡電圧継電器	動作値及び動作時間測定		
2Eリレー 3Eリレー	動作値及び動作時間測定		
漏電リレー	動作値及び動作時間測定		

交換部品一覧表 (1/1)

別紙4

ポンプ場名	機器/既設仕様等		数量	単位
和泉ポンプ場	動力変圧器盤	換気ファン	1	台
	低圧主幹盤	コンデンサ/12.8Kvar、BB231120KC1	3	台
	低圧主幹盤	リアクトル/0.768Kvar、CR231120KEH3	3	台
	引込柱	PAS操作ロープ	1	式
向島ポンプ場	受電盤	電力計/EVF-11B・0～200kW・1.5級	1	台
	主変圧器2次盤	電圧計/SeVF-11B・0～300V・1.5級	1	台
	自家発盤	電圧計/SeVF-11B・0～300V・1.5級	1	台
	動力配電盤	コンデンサ/20Kvar、BB221200KB2	1	台
	動力配電盤	リアクトル/0.768Kvar	1	台
桃山南ポンプ場	受電盤	電圧計/SeVF-11B・0～9000V・1.5級	1	台
	主変圧器2次盤	電圧計/SeVF-11B・0～300V・1.5級	1	台
	自家発盤	電圧計/SeVF-11B・0～300V・1.5級	1	台
	照明変圧器盤	電圧計/SeVF-11B・0～300V・1.5級	1	台

和泉ポンプ場 京都市伏見区桃山町大島地内

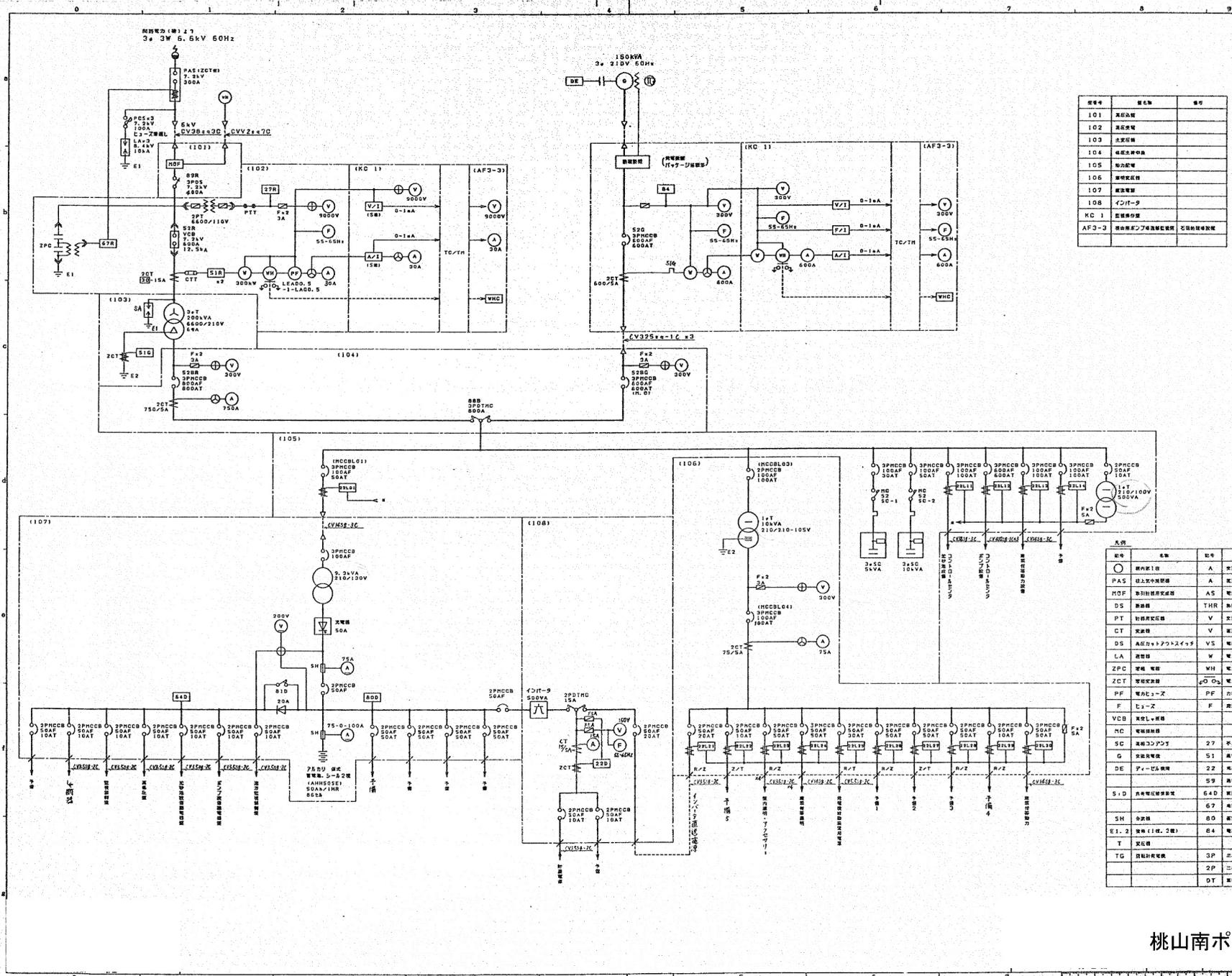


向島ポンプ場 京都市伏見区向島二ノ丸町地内



桃山南ポンプ場 京都市伏見区桃山町大島地内

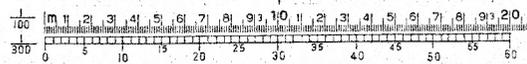




図号	名称	単位
101	高圧入線	
102	高圧分岐	
103	高圧分岐	
104	高圧分岐	
105	高圧分岐	
106	高圧分岐	
107	高圧分岐	
108	高圧分岐	
109	高圧分岐	
110	高圧分岐	
111	高圧分岐	
112	高圧分岐	
113	高圧分岐	
114	高圧分岐	
115	高圧分岐	
116	高圧分岐	
117	高圧分岐	
118	高圧分岐	
119	高圧分岐	
120	高圧分岐	

記号	名称	単位	名称	単位
○	断り点	A	分岐電圧計	
FAS	柱上高圧分岐	A	高圧電圧計	
MDP	高圧分岐	A	高圧電圧計	
DS	高圧分岐	THR	高圧電圧計	
PT	高圧分岐	V	高圧電圧計	
CT	高圧分岐	V	高圧電圧計	
DS	高圧分岐	V5	高圧電圧計	
LA	高圧分岐	W	電力計	
ZPC	高圧分岐	WH	電力計	
ZCT	高圧分岐	CO	電力計	
PF	高圧分岐	PF	電力計	
F	高圧分岐	F	電力計	
VCB	高圧分岐			
MC	高圧分岐			
SG	高圧分岐	27	高圧電圧計	
G	高圧分岐	S1	高圧電圧計	
DE	高圧分岐	22	高圧電圧計	
S/D	高圧分岐	59	高圧電圧計	
SH	高圧分岐	64	高圧電圧計	
E1, 2	高圧分岐	80	高圧電圧計	
T	高圧分岐			
TG	高圧分岐	3P	高圧電圧計	
		2P	高圧電圧計	
		DT	高圧電圧計	

桃山南ポンプ場



89-12-02-001